

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより



第28号（2019年4月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。

当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぷ】を発行しています。

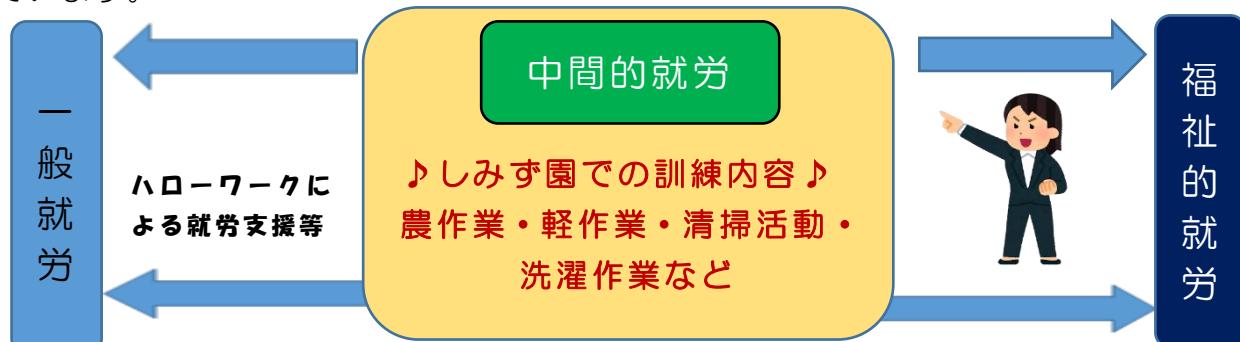
この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

「中間的就労」についてご存知ですか？

『中間的就労』とは、一般就労と福祉的就労との間に位置する就労の形態です。

将来的に一般就労が可能ではあるものの、就労経験が少なかったり、長期就労のためにまずは柔軟な働き方が必要な方に、本格的な就労に向けた準備の一環として「働く経験の場・実習の場」を提供するものです。多久市では、救護施設しみず園（西の原）が平成28年8月に佐賀県から生活困窮者就労訓練事業の認可を受け、取組みを開始されています。

当センターでは、「救護施設しみず園」や「ハローワーク佐賀」と連携して就労に向けた支援をしています。



※福祉的就労とは

障がいなどの理由で企業で働けない人のために働く場を提供すること。就労の場としては、授産施設・福祉工場・作業所などと呼ばれるところがある。



★対象となる人は？

働くことに自信を失ってしまった人、引きこもりだった人、精神疾患を抱える人、生活リズムが崩れてしまった人など、すぐに一般就労で働くことが難しい方を想定しています。

★利用方法は？

多久市生活自立支援センターまたは、救護施設しみず園（電話：0952-75-6990）まで、お気軽にお問合せ下さい。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590

【相談時間】平日 8:30~17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計相談支援員）・小野原（家計相談支援員）

文責：安藤（家計相談支援員）